

令和 6（2024）年度
知床野生動物保護管理対策業務
報告書



令和 7（2025）年 3 月
北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所

報告書概要

1. 業務名（英名）

令和 6 年度知床野生動物保護管理対策業務

Contract work on Wildlife Management in Shiretoko National Park and Shiretoko Wildlife Protection Area in 2024/2025.

2. 業務の背景・目的

世界自然遺産地域に登録された知床国立公園及び国指定知床鳥獣保護区（以下、「保護地域」という。）には、年間約 180 万人が訪れる。そのため、同保護地域内では、多数のヒグマの目撃があり、知床五湖歩道の一時閉鎖や登山道・トレッキングルートの利用自粛がされるなど、ヒグマと利用者との軋轢対策が課題となっている。また、一般道路沿いでも希少な鳥類の生息が確認されており、利用者による野生動物への影響が懸念される。

本事業は、利用者への啓発・指導等を実施することによりヒグマをはじめとする野生動物（哺乳類及び鳥類。以下同様）と人との間の軋轢を解消し、保護地域における野生動物との共生と利用の適正化の推進を図るものである。

3. 業務の実施体制

本業務は、環境省からの請負業務として公益財団法人 知床財団が実施した。

4. 業務期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日

5. 業務の実施方法および実施結果

（１）野生動物との共生と利用の適正化に係る保護管理業務

ア）パトロール及び利用者への啓発・指導

保護地域内において野生動物の出没状況についてパトロールを実施した。その際、利用者の不適切な行動が認められた場合には、利用者に対して啓発・指導を行った。改正自然公園

法による規制対象（野生動物への餌付け、著しい接近又はつきまとい）に該当する可能性がある行動を発見した際は、速やかに環境省職員へ連絡した。

保護地域におけるヒグマの目撃件数は計 1,099 件（斜里町 1,024 件、羅臼町 75 件）であり、パトロールの実施回数は計 659 回（斜里町 601 回、羅臼町 58 回）であった。利用者による不適切な行動が確認されたのは 194 件（斜里側 193 件、羅臼側 1 件）発生した。このうち改正自然公園法（自然公園法 37 条第 1 項第 3 号）による規制対象である「野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと」や「野生動物に餌を与えること」に該当する可能性のある案件として、それぞれ「ヒグマへの付きまとい（接近のうち特に悪質と思われるもの）」が 19 件（斜里：19 件、羅臼 0 件）、「野生動物への餌やり又は誘引物の投棄」が 1 件であった。また、対応した案件のうち実際に啓発・指導を行った回数及び述べ人数は 506 回／4,220 人（斜里町 506 回／4,220 人、羅臼町 0 回／0 人）であった。

イ）野生動物に関する情報発信

ヒグマ等の野生動物の出没状況について、保護地域内の施設利用上危険があると判断された場合は各施設および関係機関に周知するとともに、利用者にその旨を知らせる看板を作成・設置した。また、斜里町および羅臼町内の計 20 地点において、ヒグマ出没に関する注意事項や野生動物の保護を啓発するための看板の設置・撤去を実施した。

（２）死亡・傷病鳥獣の処理対応

保護地域内で死亡もしくは傷病状態にある鳥獣（斜里町・羅臼町内で死亡もしくは傷病状態にある希少種含む）について、環境省担当官の指示を受けて、指定された現地において傷病個体を確保（以下、確保した傷病個体を「保護個体」という。）し、以下の①から③の状況に応じて収容等の作業を実施した。

① 保護個体が生体の場合

現地において個体を観察し、必要に応じて応急処置を行い、放逐可能と判断される場合は放逐を行った。傷病鳥獣の保護件数は、斜里町で 2 件、羅臼町で 20 件であった。特記すべき事項として、高病原性鳥インフルエンザに感染したオジロワシ及びハシボソガラスの対応がそれぞれ 1 件、オオワシの傷病対応が 4 件発生した。

② 保護個体が死体の場合（生体が死亡した場合を含む）

野生鳥獣死体の回収件数は、斜里町で 11 件、羅臼町で 20 件の計 31 件であった。特記すべき事項として、オオワシの死体回収対応が 2 件発生した。

③ 鳥インフルエンザの感染が疑われる場合

保護個体の状況、全国における高病原性鳥インフルエンザの発生状況、周辺の状況等から鳥インフルエンザの感染が疑われる保護個体の場合は、速やかに環境省へ連絡した。高病原性鳥インフルエンザへの感染が確認された鳥類は、2 件 2 種 2 羽であった。

目次

1. はじめに.....	1
2. 業務実施方法.....	2
3. 業務実施結果.....	7
3.1. 野生動物との共生と利用の適正化に係る保護管理業務.....	7
3.1.1. パトロール及び利用者への啓発・指導.....	7
3.1.2. 野生動物に関する情報発信.....	26
3.2. 死亡・傷病鳥獣の処理対応	62
3.2.1. 保護個体が生体の場合.....	62
3.2.2. 保護個体が死体（生体が死亡した場合を含む）の場合.....	65
3.2.3. 鳥インフルエンザの感染が疑われる場合.....	67

表紙写真

高病原性鳥インフルエンザの感染が疑われるオジロワシを現場から搬送する様子（斜里町：10月16日）

1. はじめに

世界自然遺産地域に登録された知床国立公園および国指定知床鳥獣保護区（以下、保護地域）はヒグマをはじめシマフクロウやオジロワシなど希少な野生動物が多数生息している。一方で、保護地域は新型コロナウイルス流行前で年間約 180 万人が訪れる観光地の側面も有しており、毎年多くの観光客等の利用者とヒグマとの接触が繰り返し発生している。その結果、知床五湖等の遊歩道の一時閉鎖や登山道・トレッキングルートの利用自粛となるような状況が度々発生し、ヒグマと利用者との軋轢への対策が課題となっている。さらに、一般道路沿いにおいてはシマフクロウ等の希少鳥類も生息しており、利用者による付きまとい・接近撮影等による負の影響が懸念されている。

本業務は、利用者側の啓発・指導等を実施していくことで、ヒグマをはじめとする野生動物（哺乳類および鳥類、以下同様）と人との間の軋轢を解消し、保護地域における野生動物との共生と、利用適正化の推進を図ることを目的とした。なお、本業務における利用者とは、保護地域を利用する観光客および地域住民等とした。

2. 業務実施方法

(1) 実施範囲

知床国立公園および国指定知床鳥獣保護区。なお、保護地域内の主要地点名は、図 1 のとおりである。

(2) 業務実施期間

令和 6 (2024) 年 4 月 1 日から令和 7 (2025) 年 3 月 31 日 (※以下、西暦で統一する)

(3) パトロール及び利用者への啓発・指導

保護地域内において、野生動物の出没状況についてパトロールを行い、利用者の不適切な行動が認められた場合には、利用者に対し啓発・指導を実施した。なお、人と野生動物の間に生じている軋轢はヒグマが大半を占めている。そのため、本業務ではヒグマの出没状況を把握することを目的として、目撃情報を利用者からアンケート形式で収集した (図 2)。アンケート用紙はヒグマを目撃した場所、日時、状況、個体の特徴等を記入するもので、知床国立公園内にある主要な施設 (知床自然センター、国指定知床鳥獣保護区管理センター、知床五湖フィールドハウス、木下小屋、知床羅臼ビジターセンター、ルサフィールドハウス) に配置した。アンケートの記入は、目撃者に直接記入してもらうこともあったが、各施設内やパトロール等の対応中に利用者から目撃状況を聞き取った知床財団職員が、代理で記入するケースもあった。また、知床財団職員が直接ヒグマを目撃した場合にも記入した。

目撃情報の集計は、地区別・月別に分けて集計した (表 1)。なお、ヒグマの観察を目的とする観光船からの目撃や、少数の漁業番屋しか存在しない斜里町の知床大橋から知床岬までの間の目撃については基本的に本集計の対象外とし、人との軋轢を確認した場合のみ集計した。

(4) 野生動物に関する情報発信

パトロール等により得られたヒグマの出没状況等の情報は、利用者が立ち寄る施設 (知床世界自然遺産センター、知床自然センター、知床五湖フィールドハウス、知床羅臼ビジターセンター、ルサフィールドハウス) の掲示物やインフォメーションで情報発信を行えるように、適宜各施設及び関係機関に周知した。また、斜里町及び羅臼町内の 20 地点において、

ヒグマ出没に関する注意事項や野生動物の保護を啓発するための看板を設置した。さらに、羅臼岳登山道、硫黄山登山道、フレペの滝遊歩道、羅臼湖歩道などの歩道入口にはヒグマ出没状況に応じて注意看板を設置した。

（５）死亡・傷病鳥獣の処理対応

保護地域内で死亡もしくは傷病状態にある鳥獣（斜里町・羅臼町内で死亡もしくは傷病状態にある希少種含む）について、環境省担当官の指示を受けて、指定された現地において傷病個体を確保し状況に応じて収容等の作業を実施した。なお、周辺地域において既に高病原性鳥インフルエンザが発生している又はその発生が強く疑われる場合は、環境省担当官と対応方法を相談のうえ、対応した。

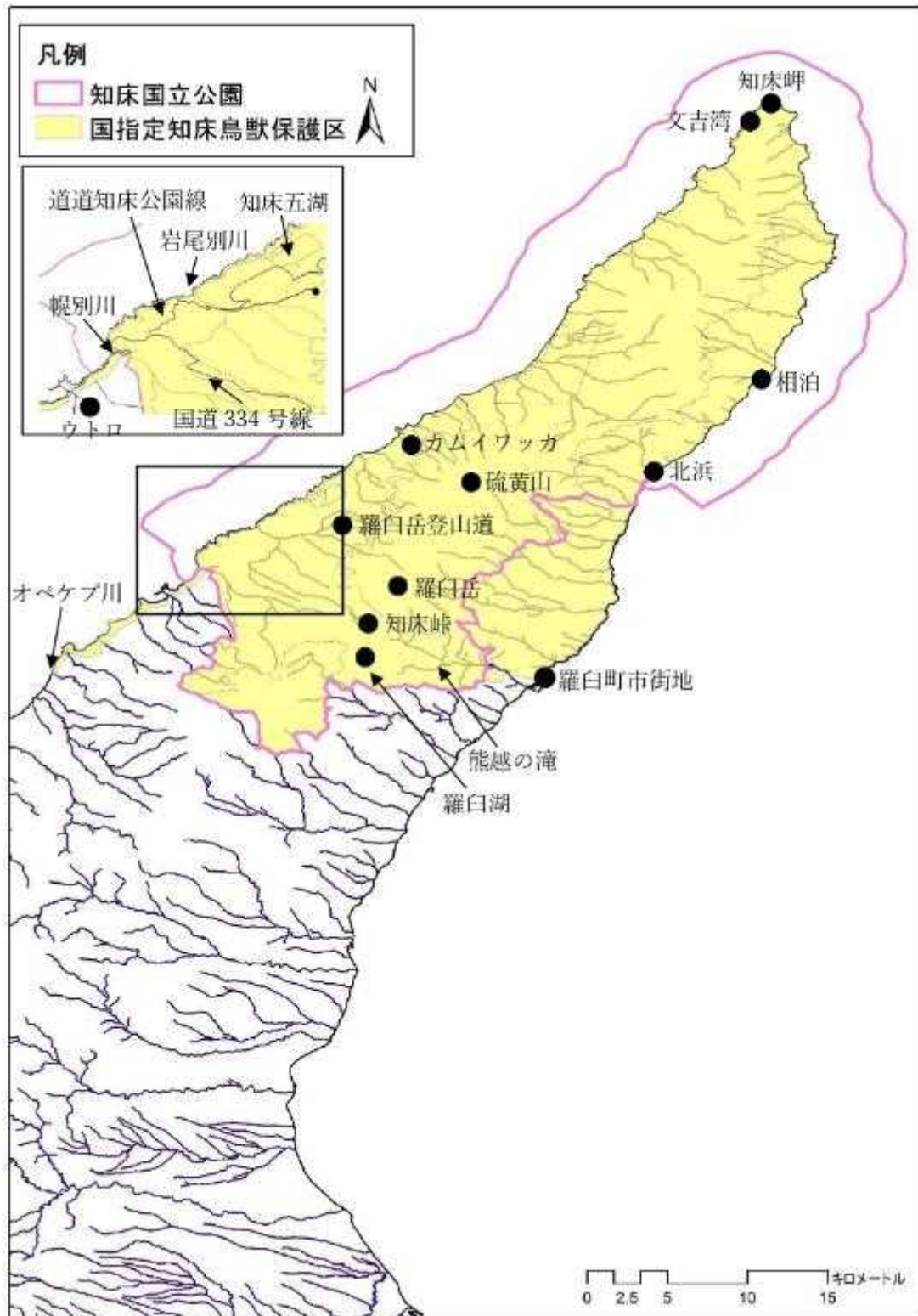


図 1. 知床国立公園および国指定知床鳥獣保護区内の主要地点名

ヒグマ目撃アンケート No. 1072

ヒグマに対する安全対策のための貴重な資料になりますので、お手数ですがご協力ください。
該当する選択肢に○印をつけ、必要な項目を記入ください。

1. ヒグマを見た日時？ 2024年 11月 18日 午後 15時 50分

2. ヒグマがいた場所？ その場所を調査の地図に×印をつけて示してください。 → 調査の地図へ
また、分かる範囲で地名を記入してください。 【樺太橋伊豆 道路傍野】

3. クマの構成は？ 大きさ D × 長さ 1 個（例：D×1）
大きさ B-C × 長さ 1 個（例：C×2）
大きさ × 長さ × 個
あるいは 1 頭 成獣の親子

4. 現場で写真が撮れましたか？

撮っていた写真	人とのヒグマ距離
☐ 顔・手足・口・鼻・目・歯	mm
☐ 顔・手足・口・鼻・目・歯	mm
☐ 顔・手足・口・鼻・目・歯	mm
☐ 顔・手足・口・鼻・目・歯	mm
☐ 顔・手足・口・鼻・目・歯	mm
☐ 顔・手足・口・鼻・目・歯	mm

※該当する番号のみ
写真 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100
写真 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

5. クマは動きまわっていましたか？
(1) 動いていた (2) 立ちまわっていた (3) その場をうろうろしていた (4) 木に登っていた
(5) 餌を食べていた (6) 穴を掘っていた (7) その他

6. あなたの状況は？ (1) 独り (2) 車の中にいた (3) その他

7. クマとあなたの距離は？ → 約 20-30 メートル

8. クマはあなたに気づいていた？ (1) 気づいていた (2) 気づきなかった (3) 不明

9. クマを発見して、あなたは？ (1) 静かにしていた (2) 大きな物音／声を立てた (3) その他

10. 人に対するクマの反応は？ (1) その場を離れず (2) 逃げて逃げた (3) 噛みつき立ちあがった
クマはその後どうした？ (4) ゆっくり近づいてきた (5) 穴を掘らせた (6) うなづいた (7) 倒れてきた
(7) その他

目撃者の名前（姓） SFC 伊藤 伸一 調査員 片山 光 スタッフ記入欄

調査日時 2024年 11月 18日 調査場所 樺太橋伊豆 道路傍野 調査員 片山 光 調査員 伊藤 伸一

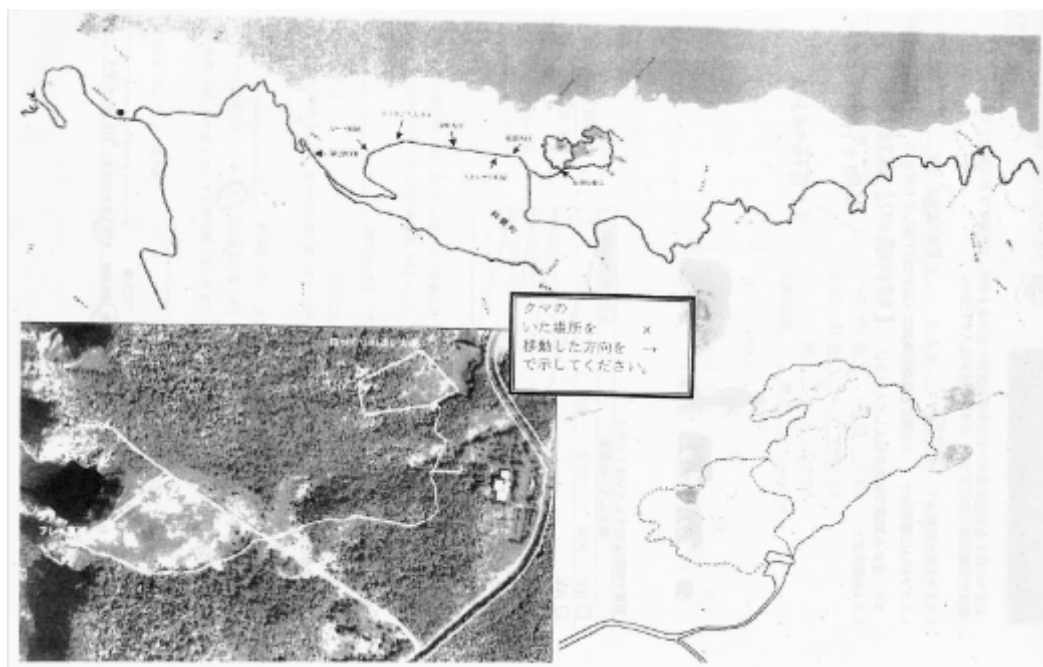


図 2. ヒグマ目撃アンケート用紙の例（上：表面、下：裏面）

表 1. 知床国立公園および国指定知床鳥獣保護区における地域区分

斜里町	国立公園および国指定知床鳥獣保護区	幌別ー岩尾別地区	国道 334 号線幌別橋から幌別園地を経由し道道知床公園線三峰橋に至るまでの道路沿いと町道岩尾別温泉道路沿い、町道五湖道路沿いおよびフレベの滝遊歩道沿い。	
			岩尾別川沿い	岩尾別川河口から孵化場取り付け道路入り口に至るまでと町道岩尾別温泉道路で岩尾別温泉に至るまで道路沿い。
			幌別川	幌別川河口部と幌別橋の上下流方向、それぞれ約 100m までの河川内と河畔林内。
			フレベ遊歩道	フレベの滝遊歩道沿いおよび灯台管理道路沿い。
			森づくりの道	森づくりの道シカ柵コース及び開拓小屋コース。
			その他	国道 334 号線幌別川から幌別園地に至る道路沿い、道道知床公園線幌別園地から三峰橋及び知床五湖駐車場に至るまでの道路沿い。
		知床五湖園地地区	知床五湖駐車場と知床五湖高架木道および知床五湖地上遊歩道沿い。	
		イダシュベツツー カムイワッカ地区	その他	道道知床公園線知床五湖との分岐から知床大橋に至るまでのカムイワッカを除く道路沿い。
			カムイワッカ地区	道道公園線ミラーNo. 5 から硫黄山登山道入り口までのカムイワッカ川沢内。
		知床連山登山道地区	木下小屋登山口から羅臼岳、硫黄山を経由し硫黄山登山口に至るまでの登山道沿い。	
		知床横断道地区	国道 334 号線幌別ゲートから知床峠に至るまでの国道沿い。	
羅臼町	国立公園および国指定知床鳥獣保護区	知床岬地区	知床大橋から知床岬まで、文吉湾オコツク番屋周辺等。	
		幌別川ーオベケブ川地区	国立公園外の国指定知床鳥獣保護区で幌別川とオベケブ川に挟まれたエリア。	
		崩浜ー知床岬地区	アイドマリ川左岸から知床岬先端部までの道路が無い海岸線を主体とする地区。知床沼ー知床岳への登山ルートも含む。	
		ルサー相泊地区	道道知床公園・羅臼線沿いの北浜（ルサ川左岸）から相泊までの地区。	
	国指定知床鳥獣保護区	湯ノ沢町ー知床峠地区	国道 334 号線沿い湯ノ沢町温水プール前から知床峠までの地区。羅臼湖歩道および熊越の滝も含む。	
		羅臼岳登山道地区	羅臼岳登山道の羅臼温泉登山口から山頂までの区間。お花畑トラバースルートを含む。	
	国指定知床鳥獣保護区	羅臼市街地北側ー岬町地区	国立公園外の国指定知床鳥獣保護区で、道道知床公園・羅臼線沿いの羅臼市街地の船見町（羅臼川左岸側）から北浜（ルサ川右岸）までの地区。海岸、道路および民有地を含まない、町有林と国有林。	

3. 業務実施結果

3.1. 野生動物との共生と利用の適正化に係る保護管理業務

3.1.1. パトロール及び利用者への啓発・指導

保護地域において、野生動物の出没状況についてパトロールを実施した。パトロールは利用者が多いエリアを中心に行い、利用者の不適切な行動が認められた場合には、該当者に対し啓発や指導を行うとともに、必要に応じて速やかに環境省へ連絡した。野生動物の出没状況やパトロールの実施状況を以下に整理した。

なお、野生動物と人との間の軋轢の発生事案についてはヒグマが大半を占めるため、特にヒグマに関する事案については詳細に記述した。

(1) ヒグマの出没状況およびパトロールの実施状況

2024年4月から2025年3月までの期間中、保護地域におけるヒグマの目撃件数は1,099件であった。目撃件数を町別でみると、斜里町で1,024件、羅臼町で75件であった(表2)。地区別に集計すると、斜里町では幌別―岩尾別地区が708件と最も多く、次いで知床五湖園地地区が196件であった。羅臼町では湯ノ沢町―知床峠地区が26件と最も多く、次いで羅臼市街地北側―岬町地区が25件であった。月別では、斜里町は7月、羅臼町は6月の目撃件数が最も多かった。

本年度の保護地域におけるパトロールの実施回数は659回であった(表3)。パトロールの実施回数を町別でみると、斜里町で601回、羅臼町で58回であった。さらに地区別に集計すると、斜里町では幌別―岩尾別地区が402回と最も多く、次いで幌別川―オペケブ川地区が109回であった。羅臼町では羅臼市街地北側―岬町地区が30回と最も多く、次いで湯ノ沢町―知床峠地区が19回であった。月別では、両町とも6月の実施回数が最も多かった。

地区別・月別のヒグマ目撃状況とパトロールの実施状況については次項に詳述する。

なお、12月から3月は一般的にヒグマの冬眠時期であり、また国立公園内の重たる道路や及び利用施設が冬季閉鎖となるため、ヒグマをはじめとする野生動物に関連するパトロールが発生した場合のみ集計した。

表 2. 地区別・月別のヒグマ目撃件数（2024 年 4 月から 2025 年 3 月）

地区区分		月												計	前年比 (%)
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
斜 里	幌別-岩尾別地区	28	131	117	130	62	73	121	38	5	3	0	0	708	72
	知床五湖園地地区	4	42	50	51	13	29	7	0	0	0	0	0	196	78
	イダシュベツ - カムイワッカ地区	0	0	1	12	5	3	0	0	0	0	0	0	21	34
	知床連山登山道地区	0	0	0	22	9	4	2	0	0	0	0	0	37	26
	知床横断道地区	2	4	12	12	5	0	1	0	0	0	0	0	36	49
	知床岬地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	幌別川ーオベケブ川地区	2	9	3	5	0	4	3	0	0	0	0	0	26	10
小計		36	186	183	232	94	113	134	38	5	3	0	0	1024	58
羅 白	崩浜 - 知床岬地区	0	0	8	0	0	2	0	0	0	0	0	0	10	13
	ルサ - 相泊地区	0	2	3	3	0	1	0	0	0	0	0	0	9	16
	湯ノ沢町 - 知床岬地区	0	4	7	8	2	5	0	0	0	0	0	0	26	41
	羅臼岳登山道地区	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5	16
	羅臼市街地北側 - 岬町地区	0	7	9	8	0	1	0	0	0	0	0	0	25	19
小計		0	13	27	24	2	9	0	0	0	0	0	0	75	21
合計		36	199	210	256	96	122	134	38	5	3	0	0	1099	52

※集計は 2025 年 3 月 11 日現在 (単位：回)

表 3. 地区別・月別のパトロール実施回数（2024 年 4 月から 2025 年 3 月）

地区区分		月												計	前年比 (%)
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
斜 里	幌別-岩尾別地区	13	62	60	50	36	64	84	30	3	0	0	0	402	80
	知床五湖園地地区	4	10	6	14	9	23	6	0	0	0	0	0	72	118
	イダシユベツ - カムイワッカ地区	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3	33
	知床連山登山道地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	知床横断道地区	2	4	1	3	5	0	0	0	0	0	0	0	15	39
	知床岬地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	幌別川-オベケヅ川地区	3	8	37	29	11	13	4	2	2	0	0	0	109	33
	小計	22	84	104	98	62	100	94	32	5	0	0	0	601	63
羅 白	崩浜 - 知床岬地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ルサ - 相泊地区	0	1	3	4	0	1	0	0	0	0	0	0	9	24
	湯ノ沢町 - 知床峠地区	0	3	8	5	2	1	0	0	0	0	0	0	19	38
	羅臼岳登山道地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	羅臼市街地北側 - 岬町地区	0	4	13	12	0	1	0	0	0	0	0	0	30	22
小計		0	8	24	21	2	3	0	0	0	0	0	0	58	25
合計		22	92	128	119	64	103	94	32	5	0	0	0	659	56

※集計は 2025 年 3 月 11 日現在

(単位：回)

【斜里町】

幌別－岩尾別地区

同地区におけるヒグマ目撃件数は708件、パトロール実施回数は402回であった。

昨年度と比較して5月から7月にかけて目撃件数が顕著に増加しており、例年同様の傾向であった。また、10月にも目撃件数の増加が見られ、これは主に岩尾別川沿いであった。自然公園法が改正され、野生動物（主にヒグマ）への過度な接近や付きまといが違法行為となったが、利用者によるヒグマへの接近は後を絶たず、パトロールを強化するほど違法行為の疑いのある現場の確認件数が増えた（写真1）。

岩尾別川周辺では例年同様にヒグマが頻繁に出没しており、公園利用者がヒグマに接近するなどのヒグマと人の軋轢が多数確認された。ヒグマの撮影目的と思われる利用者はパトロール時にほぼ毎回確認され、岩尾別川では、ヒグマが容易に目撃される状況であったと考えられる。



写真1. 道路沿いに出没したヒグマを観察するために集まった利用者（斜里町：10月23日）

知床五湖園地地区

同地区におけるヒグマ目撃件数は196件、パトロールの実施回数は72回であった。月別の目撃件数は7月が51件と最も多く、パトロール回数は9月が最多で23回、次いで7月が14回となった。知床五湖は制度上（後述）、5月～7月はほとんどパトロールを必要としないが、今年度はこの期間にパトロールを必要とする案件が複数発生した。これは、知床五湖駐車場近辺での頻繁なヒグマ出没や、威嚇突進を繰り返すオス成獣ヒグマの数日間にわたる滞留などが原因としてあげられる（①、②）。このほか、特筆すべき事項としては後の③、④があげられる。

知床五湖は自然公園法に基づく「利用調整地区」に指定されており、例年5月10日から7月31日は「ヒグマ活動期」とされている。ヒグマ活動期に地上遊歩道の散策をするためには、環境省等から構成される「（知床五湖利用のあり方協議会）知床五湖登録引率者審査部会」によって、一定の技量と知識を有すると認定された「登録引率者」の実施するツアーへの参加が義務付けられている。ヒグマ活動期に地上遊歩道でヒグマと遭遇した場合、登録引率者がツアー中止の判断を下した場合や管理者が閉鎖判断をした場合に限り、遊歩道は閉鎖となる。一方で、8月1日以降は「植生保護期」とされており、ヒグマ遭遇時のレクチャーを受講した者であれば誰でも自由に地上遊歩道を散策できるが、ヒグマとの遭遇があった時点で地上遊歩道は閉鎖となる。

① 知床五湖高架木道付近でヒグマが威嚇突進を行う事案が3件発生

知床五湖園地の高架木道入口付近でオス成獣サイズのヒグマが滞留し、利用者や対策員に対し威嚇突進を行う事案が3件発生した（表4）。

表4 知床五湖園地にて威嚇突進を行う問題個体ヒグマへの対応状況

日付	対応状況
4月29日	オス成獣サイズのヒグマが高架木道入口付近で滞留し、利用者に対し威嚇突進。対策員が現場に臨場したが姿は確認できず。現地調査を実施したが、当該個体が滞留し威嚇突進を行った原因は不明。
7月11日	オス成獣サイズのヒグマが高架木道入口付近で滞留し、複数の利用者に対し威嚇突進を計3回行った。対策員が現場に臨場し、花火弾による追い払いを実施。現地調査を実施したが、当該個体が滞留し威嚇突進を行った原因は不明。

7月16日	7月11日より滞留していると思われるオス成獣サイズのヒグマが高架木道入口付近にて対策員に対し威嚇行動及び威嚇突進。関係機関と協議のうえ、五湖園地を臨時閉園した。当該個体は閉園中に有害捕獲された。
-------	---

② 知床五湖チケットハウス付近でヒグマが滞留する事案が3件発生

知床五湖園地入口のチケットハウス付近でヒグマが滞留する事案が3件発生した(表5)。これら事案を受け、周辺の見通しを確保するため6月19日に草刈りを実施した。

表5 知床五湖園地チケットハウス付近に滞留するヒグマへの対応状況

日付	対応状況
5月6日	1歳1頭連れ親子のヒグマがチケットハウスから約30mの位置でイタヤカエデを採食し滞留していたため、高架木道及び駐車場内の利用者を避難させ、臨場した対策員が轟音玉及び花火弾による追い払いを実施。
5月13日	メス成獣サイズのヒグマがチケットハウスから約15mの位置でイタヤカエデを採食し滞留していたため、対策員が轟音玉による追い払いを実施(写真3)。
6月18日	メス成獣サイズのヒグマがチケットハウスから約5mの位置に出没。対策員が臨場した際に駐車場付近でミズバショウを採食し滞留していたため、轟音玉による追い払いを実施。

③ 地上遊歩道にてヒグマとの遭遇が同時多発し、利用者の退出困難事案が発生

7月18日、地上遊歩道にてヒグマ遭遇が同時多発したため、利用者の遊歩道退出が困難となる事態が発生した(図3)。最初にヒグマに遭遇したツアーは、L地点付近からM-N間にヒグマを確認し、ヒグマがL地点に接近してきたことからツアーを中止し、遊歩道を後退した。遊歩道を後退退出中に、別のツアーがE地点の第5湖対岸にヒグマを確認、その直後にさらに別のツアーがD地点の遊歩道上に滞留するヒグマを確認したため、ツアーは再度遊歩道を前進せざるを得ない状況となった。このように、退出中にヒグマと遭遇し、退出困難となってしまう状況は、昨年も発生している。

④ 五湖地上遊歩道で利用者がヒグマに追いかけられる事案が発生

8月4日、知床五湖地上遊歩道に単独入場した利用者が、L-M地点間でヒグマに遭遇し、ヒグマに追いかけられる事案が発生した(図4)。L-M間でループ外からガサガサとササが揺れる音がしたため、当該利用者はヒグマの可能性を考え音を立てたところ、ヒグマが走って

利用者後方 5m の遊歩道上に出現。驚いた利用者が走って逃げたところヒグマは利用者を追いかけてきたとのことであった。カーブ等で目撃者からヒグマが何度も見えなくなったがヒグマが継続して追いかけてきたため、利用者は後方にクマスプレーを噴射しながら逃走した。P 地点で別の 3 名組利用者に合流したところ、ヒグマは遊歩道外に姿を消したとのことであった。

ヒグマ遭遇時に利用者が走ったことが原因であると考えられるものの、直線ではないカーブの多い遊歩道を L-M 間から P 地点までという遠距離、執拗に追いかけたという行動から行動段階は 3（第 2 期知床半島ヒグマ管理計画による）と判断された。この事案に関して個体の特定につながる DNA 等のサンプルは採取されておらず、その後同様の事案は発生していない。

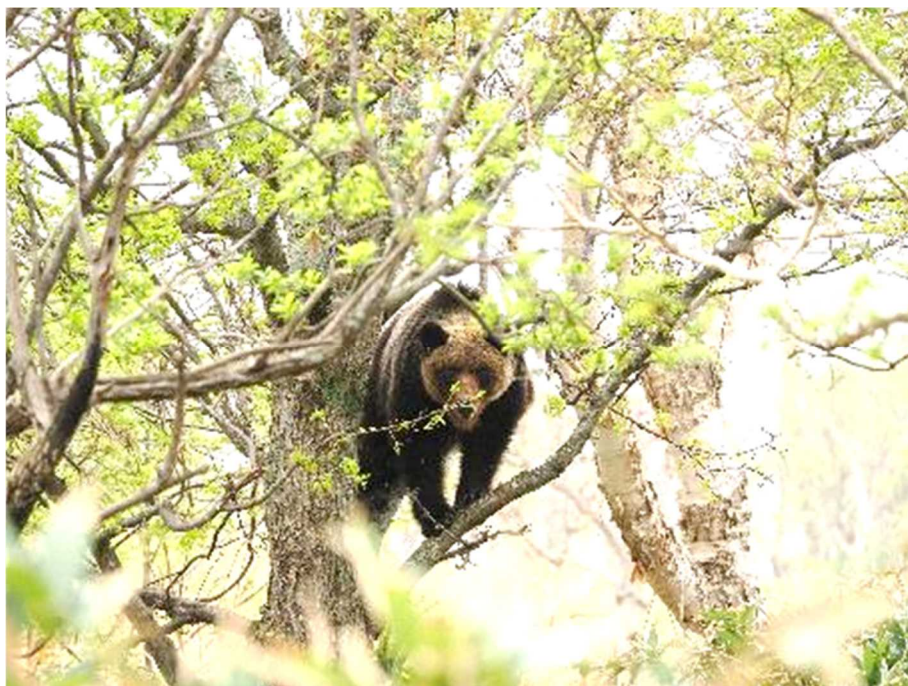


写真 3. チケットハウス付近に出没したヒグマ（斜里町：5 月 13 日）

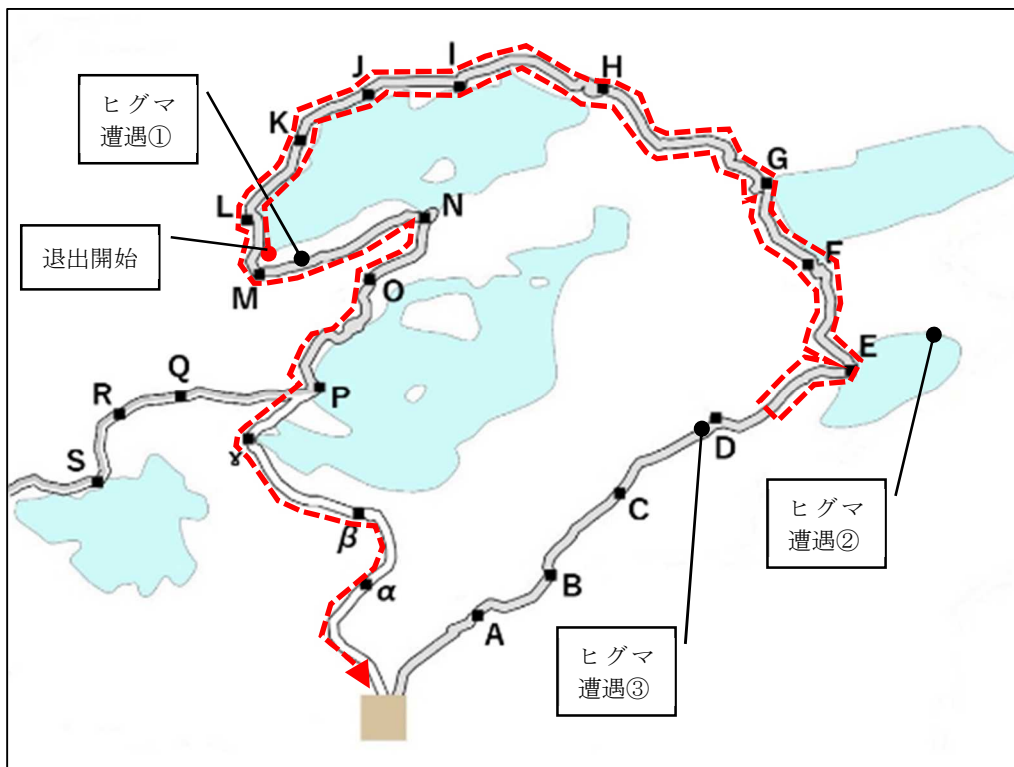


図 3. ツアー及びその退出中にヒグマ遭遇が同時多発した際の利用者の動き（赤破線矢印）

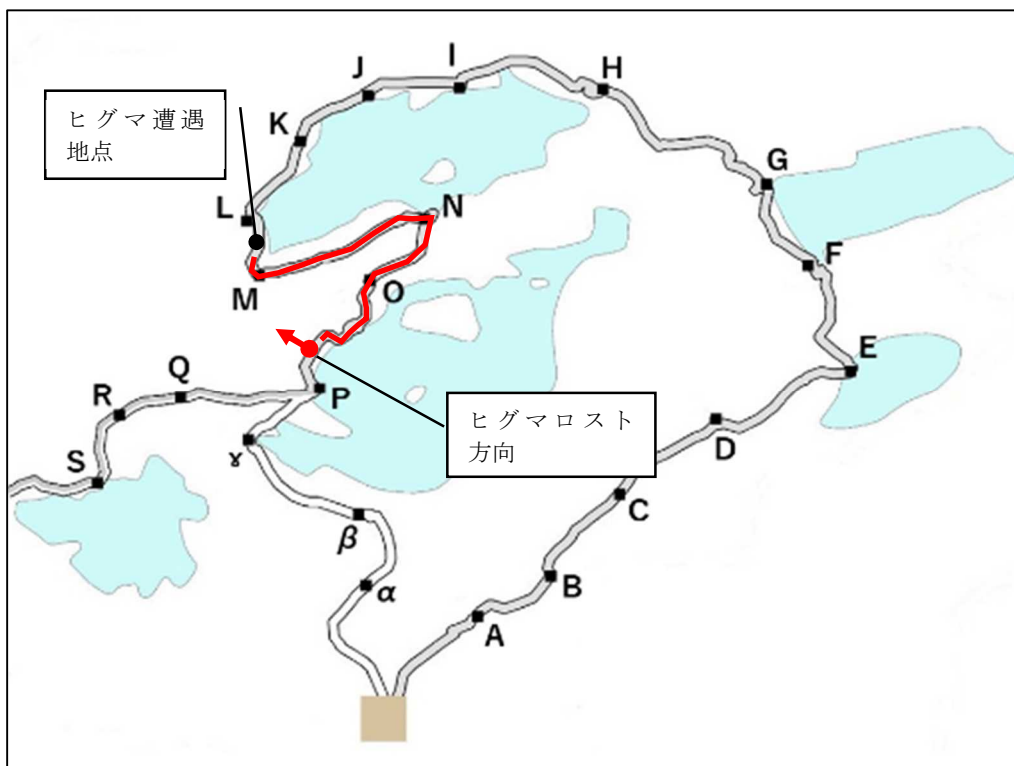


図 4. 利用者がヒグマに追いかけられた際の状況（赤線はヒグマが追いかけた区間）

イダシュベツーカムイワッカ地区

同地区におけるヒグマ目撃件数は 21 件、パトロールの実施回数は 3 回であった。

知床財団の対策員の拠点施設（国指定知床鳥獣保護区管理センター）から同地区までは 15 から 20km の距離があり、現場到着まで時間を要するため、ヒグマの出没に伴うパトロール等の件数は例年少ない傾向にある。しかし、カムイワッカ湯の滝の体験が有料のアクティビティとして運用されているため、供用期間中の大半は日中現地に複数の監視員が常駐しており、ヒグマと利用者との軋轢が発生した場合に情報が得やすくなっている。ヒグマの目撃情報が少ないということは、実際にヒグマの出没も少なかった可能性が考えられる。

知床連山登山道地区

同地区におけるヒグマ目撃件数は 37 件、パトロールの実施回数は 0 回であった。

パトロールを必要とする状況は確認されなかったが、特記すべき事項としては、8 月 17 日に登山道でヒグマに遭遇した登山者が、驚いて退避した際に転倒して負傷したことである。登山道は地形が急峻な場合があるため、ヒグマと不意に近距離遭遇をした際に驚いて転倒してしまうケースが例年度々報告される。本業務期間中はヒグマの問題行動による危険な状況は確認されなかったため、注意喚起看板等は設置しなかった。

知床横断道地区

同地区におけるヒグマ目撃件数は 36 件、パトロールの実施回数は 15 回であった。目撃件数・パトロール実施回数ともに例年に比べやや少なかった。同地区では特記すべき事例は確認されなかったが、ヒグマがアリや草本を採食するために道路脇に滞留し、通行車両が不必要にヒグマに接近している情報は複数寄せられた。

幌別川－オペケブ川地区

同地区におけるヒグマ目撃件数は26件、パトロールの実施回数は109回であった。

特記すべき事項として、国立公園の境界である幌別川から、海岸を通過して人の生活圏であるウトロの市街地へ侵入するヒグマが昨年に引き続き今年も確認された事である（写真4）。ウトロの市街地は周囲を電気柵によって囲われているが、その外側は国指定知床鳥獣保護区となっており、そこを生息地としているヒグマが度々人の生活圏に侵入するなど、ヒグマと地域住民との軋轢が課題となっている。



写真4. 海岸を歩いて人の生活圏に侵入したヒグマ（斜里町：10月9日）

【羅臼町】

崩浜-知床岬地区

同地区におけるヒグマ目撃件数は10件（前年比13%）、パトロールの実施はなかった。

例年、同地区では、6月から9月にかけて、知床岬方面に向かう海岸トレッキング利用者ならびに漁業番屋での作業者が多くなることから、ヒグマの目撃が多くなるが、2024年度はヒグマの目撃が少なく、注意喚起看板を設置する事例は発生しなかった。

ルサー-相泊地区

同地区におけるヒグマ目撃件数は9件、パトロールの実施回数は9回であった。目撃件数は6、7月に集中し、パトロールの実施回数は7月が最多となった。

特筆すべき事項としては、5月10日に電気柵内にヒグマが出没したことである。通報があり対策員が現着すると、ルサ川の中州にヒグマがいるのを発見した（写真5）。ヒグマはこちらに気が付くと、川をわたり上流方向へ移動しつつ藪の中へロストした。花火弾による追い払いを実施し、その後姿は確認されなかった。電気柵は通電されていたが、侵入経路は不明であった。

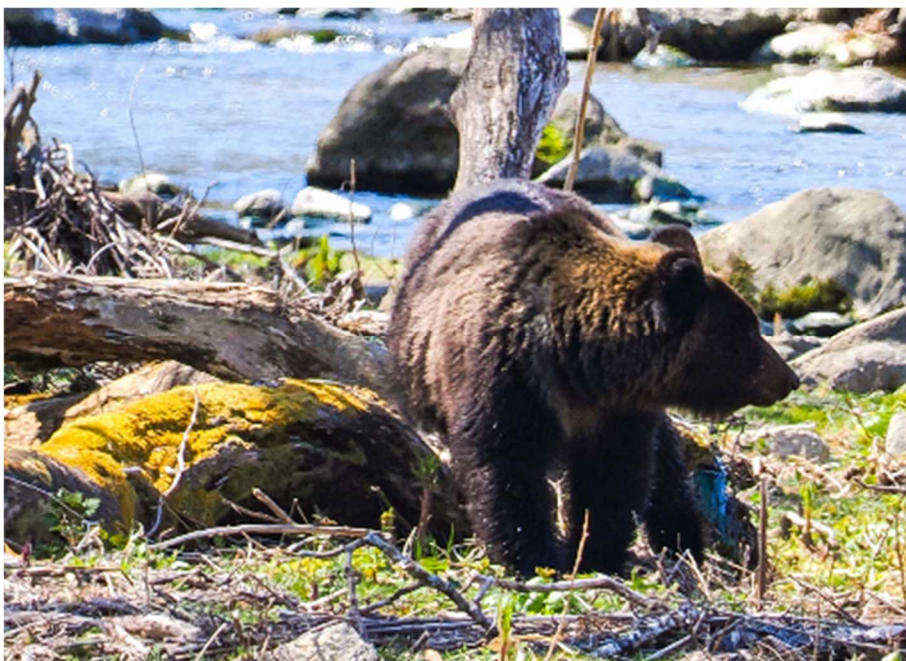


写真5. ルサ園地の電気柵内に侵入したヒグマ（羅臼町ルサ：5月10日）

湯ノ沢町－知床峠地区

同地区におけるヒグマ目撃件数は28件、パトロールの実施回数は21回であった。5月には、ヒグマに起因する複数台の路上駐車があり数人が降車していたと通報があったが、現地に到着した際にはすでに駐車は無くヒグマの姿もなかった。6月に入り、知床峠駐車場から羅臼側の沢沿いでヒグマの目撃が相次いだ。

特筆すべき事項としては、6月18日に同地区でヒグマの有害捕獲があったことである。道路管理者からの通報があり、対策員が現場に到着すると、ヒグマ1頭が道路沿いの沢の上部に居座っているのを発見した（写真6）。このヒグマは人を避ける様子がなく、度々同じところに出没し滞留する個体であり、比較的交通量が多く、利用者の人的被害におよぶ危険があると役場担当官による駆除判断がなされ、有害捕獲された。後ほどDNA検査の結果、当該個体は2021年度に知床横断道路で車両のボンネットにのしかかりサイドミラーに接触した疑いのある個体であることが判明した。



写真 6. 知床横断道にて有害捕獲されたヒグマ（羅臼町：6月18日）

羅臼岳登山道地区

同地区におけるヒグマ目撃件数は 5 件、パトロールについては必要が生じなかったため実施していない。利用者の多い斜里町側の登山道では、ヒグマとの危険な遭遇事例が発生しているが、羅臼側の登山道においては偶発的なヒグマ目撃情報のみで特に危険な事例は報告されなかったため、登山道入口に注意喚起の看板等の設置はなかった。

羅臼市街地北側一岬町地区

同地区におけるヒグマ目撃件数は 25 件、パトロールの実施回数は 32 回であった。

今年度は、目撃件数及びパトロール実施回数ともに前年度から大きく減少した。

特筆すべき事項としては、7 月 12 日に北浜南部にて問題個体ヒグマが確認されたことである。当該個体は同じ場所に度々出没し滞留するため、漁業番屋での作業者に危険が及ぶ可能性があるとして、役場担当官の判断で有害捕獲も視野に入れた対応が実施された。現場周辺では 2 日間にわたり複数回パトロールを実施したが捕獲には至らず、その後ヒグマの姿は確認されなかった。

（２）利用者への啓発・指導

パトロール中に確認された利用者による不適切な行動の件数を表 6、その中で実際に指導・啓発した回数および人数の累計を表 7 に示した。

利用者による不適切な行動が確認された件数は計 194 件（斜里町 193 件、羅臼町 1 件）であった。行動別で最も件数が多かったのは、ヒグマに起因する交通障害で 68 件、次いでヒグマ出没時の降車が 59 件であった。地区ごとの件数では、斜里町では幌別―岩尾別地区が最も多く 179 件、次いで知床横断道地区が 8 件であった。羅臼町では、湯ノ沢町―知床峠地区のみで確認され、1 件であった。

利用者へ実施した啓発・指導回数および人数は、計 506 回／4,220 人（斜里町 506 回／4,220 人、羅臼町 0 回／0 人）であった。啓発・指導回数および人数を地区ごとにみると、斜里町では幌別―岩尾別地区が最も多く、次いで知床横断道地区であった。

なお、改正自然公園法による規制対象である「ヒグマへの著しい接近又は付きまとい」や「野生動物への餌やり」に該当する可能性のある案件は、「ヒグマへの付きまとい（接近のうち特に悪質と思われるもの）」が 19 件（斜里 19 件、羅臼 0 件）、「野生動物への餌やり又は誘引物の投棄」が 1 件（斜里 1 件、羅臼 0 件）であった。改正自然公園法に違反している可能性のある行為を発見した場合は、行為者に注意をしたうえで改善されなかった場合、環境省担当官へ速やかに連絡した。野生動物への餌付けが疑われる事例は 1 件確認されたが、不法投棄された状態の誘引物を発見した事例であり、実際に利用者に対して指導を実施することはできなかった。なお、不法投棄に関しては誘引物となりにくいものは件数に含まれないが、含めるとかなりの数の不法投棄が公園内で確認されている（写真 7）。

パトロール中に確認された利用者の不適切な行動のうち、特記すべき事例としては、サケ遡上シーズンの岩尾別川周辺においてヒグマへの接近及び交通渋滞が頻繁に発生したことが挙げられる。このような事例は例年、春から秋にかけてのグリーンシーズンに町道岩尾別温泉道路沿いで主に発生しており、特に秋期に多い傾向がある（写真 8）。10 月 15 日のパトロール時には、0 歳 1 頭連れ親子ヒグマに接近する利用者や、そのヒグマに起因する交通障害に対して延べ 250 人に口頭で注意喚起するなどしたが、ヒグマが道路から見えている状態が続く限り事態が収束しなかった。同日は連休明けの平日であったため、一般観光客ではなく、ヒグマ観察目的の利用者が集中して多く訪れていた可能性が考えられる（写真 9）。

また、岩尾別川河口にてヒグマとの距離 50 メートル以内でヒグマを撮影していた利用者に対して、当財団職員に続き環境省担当官や北海道警察職員による指導を長時間行ったが、「サケを撮影している」などと言ってその場を動かないなど、非常に悪質な事例も発生した（写真 10）。

自然公園法第 37 条第 1 項第 3 号に規制される行為のうち、ヒグマへの著しい接近やつき

まといについて、2023 年 10 月 13 日より「知床国立公園管理計画書」により具合的な数値基準と規制行為が示され違反への取り締まり体制が整備されたものの、本業務におけるパトロール中には自然公園法違反になり得る状況が多く確認された。違反となる具体的な数値基準については、同計画書には「ヒグマとの離隔距離が 30m未満となるまで接近すること」、及び「ヒグマとの離隔距離を 50m未満に保ち、つきまとうこと」と記されており、ヒグマとの距離が 50m未満の状態ヒグマを観察、撮影している利用者が該当する。パトロール中に「ヒグマへの意図的な接近、又はヒグマへの付きまとい」が確認された件数を、ヒグマとの距離別に分類した結果（図 5）、違反が疑われる行為は 63 件確認され、ヒグマとの距離が 30m未満となるまで接近していた可能性のある件数が 43 件、50m未満を保ち付きまっていた可能性のある件数が 20 件となった。

表 6. パトロール中に確認された利用者による不適切な行動別の件数（2024 年 4 月から 2025 年 3 月）

地区区分	ヒグマ出沒時の降車	ヒグマに起因する交通障害	ヒグマへの意図的な接近	ヒグマへの付きまとい (接近のうち特に悪質と思われるもの)	野生動物への餌やり又は誘引物の投棄	計
幌別-岩尾別地区	54	61	44	19	1	179
知床五湖園地地区	0	0	0	0	0	0
イダシュベツ - カムイワッカ地区	0	0	0	0	0	0
斜 知床連山登山道地区	0	0	0	0	0	0
里 知床横断道地区	2	5	1	0	0	8
知床岬地区	0	0	0	0	0	0
幌別川-オベケブ川地区	3	1	2	0	0	6
小計	59	67	47	19	1	193
崩浜 - 知床岬地区	0	0	0	0	0	0
ルサ - 相泊地区	0	0	0	0	0	0
羅 湯ノ沢町 - 知床峠地区	0	1	0	0	0	1
臼 羅臼岳登山道地区	0	0	0	0	0	0
羅臼市街地北側 - 岬町地区	0	0	0	0	0	0
小計	0	1	0	0	0	1
合計	59	68	47	19	1	194

※集計は 2025 年 3 月 11 日現在

(単位：件)

表 7. 利用者へ実施した地区別の啓発・指導回数および人数（2024 年 4 月から 2025 年 3 月）

地区区分	ヒグマへの付き 野生動物への餌 やり又は誘引物 の投棄												総計
	ヒグマ出没時		ヒグマに起因		ヒグマへの意		まとい（接近の						
	の降車	する交通障害	図的な接近	うち特に悪質と 思われるもの）	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	
幌別-岩尾別地区	144	1110	145	1135	134	1412	52	459	0	0	475	4116	
知床五湖園地地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
イダシュベツ - カムイワッカ地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
斜 知床連山登山道 地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
里 知床横断道地区	5	7	15	67	3	4	0	0	0	0	23	78	
知床岬地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
幌別川ー オベケツ川地区	2	9	4	8	2	9	0	0	0	0	8	26	
小計	151	1126	164	1210	139	1425	52	459	0	0	506	4220	
崩浜 - 知床岬地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ルサ - 相泊地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
羅 湯ノ沢町 - 知床岬地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
白 羅臼岳登山道地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
羅臼市街地北側 - 岬町地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	151	1126	164	1210	139	1425	52	459	0	0	506	4220	

※集計は 2025 年 3 月 11 日現在

（単位：件・人）



写真 7. 公園内に投棄され野生動物に物色されたゴミ（斜里町：8 月 28 日）



写真 8. 岩尾別川に出没したヒグマを観察する利用者（斜里町：10 月 15 日）



写真 9. 岩尾別川に出没したヒグマを撮影する利用者（斜里町：10 月 15 日）

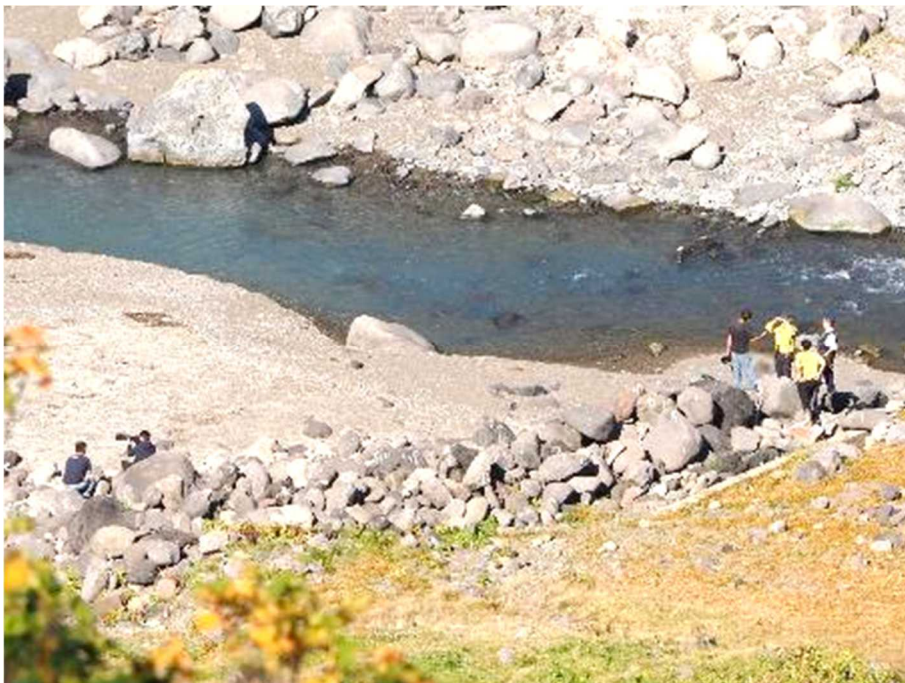


写真 10. 利用者に対し指導中の環境省職員及び警察官（斜里町：10 月 2 日）

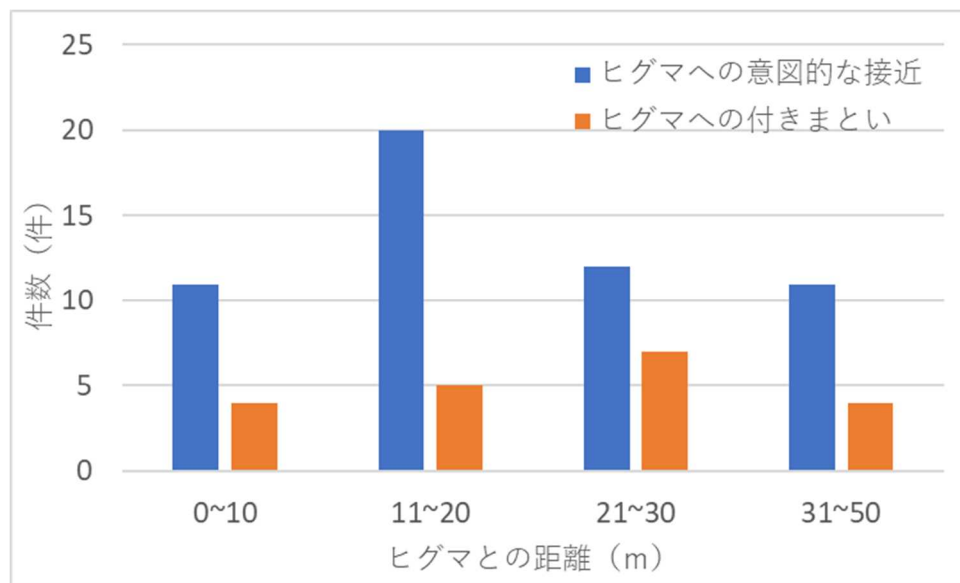


図 5. パトロール中に確認された利用者のヒグマへの接近距離(※)別件数
(※ここでの距離はレーザー距離計による実測に基づいた目測距離)

3.1.2. 野生動物に関する情報発信

ヒグマ等の野生動物との共生を図るため、一般ビジターや登山者、釣り人、カメラマン等の利用者に向けて、守るべきルールやマナー、注意事項等を示した情報発信や情報周知看板並びにヒグマ生息地看板の設置および撤去を行った。

(1) 利用者の安全のための緊急的な情報発信及び周知看板

ヒグマ等の野生動物の出没により、保護地域内の施設を利用する上で危険があると判断された際には、各施設および関係機関に周知するとともに、その旨を知らせる情報発信及び看板を作成、設置した。利用者に危険が及ぶ可能性があったために注意喚起の情報発信（web 媒体）を行った事例は、7 件であった（表 8、図 6 から図 12）。情報周知看板を設置した事例は斜里町で 3 件、羅臼町で 0 件であった（表 9、図 13 から図 15）。なお、設置した看板は危険な状況が収束した際に撤去した。

表 8. 利用者の安全のために情報発信した事例一覧

日付	web 媒体	概要
5/5	X	公園内各所道路沿いでヒグマの目撃が相次いでいるため、降車しない、接近しないよう注意喚起を促す情報発信を行った。
6/24	X	例年ヒグマが頻繁に出没するため、幌別川及び幌別川河口周辺への立ち入りに関する注意喚起を促す情報発信を行った。
6/27	X	公園内の道路沿いでヒグマに接近する利用者が多く確認されることから、注意喚起及び自然公園法に関する情報発信を行った。
7/14	X	公園内の道路沿いでヒグマに接近する利用者が多く確認されることから、注意喚起及び自然公園法に関する情報発信を行った。
8/18	X	公園内の登山道でヒグマとの危険な遭遇が発生したため、注意喚起を促す情報発信を行った。
9/22	X	公園内の道路沿いでヒグマに接近する利用者が多く確認され、交通障害も発生していることから、注意喚起及び自然公園法に関する情報発信を行った。
9/30	X	公園内の道路沿いでヒグマに接近する利用者が多く確認されることから、注意喚起を促す情報発信を行った。



図 6. 5 月 5 日に情報発信した web ページ



図 7. 6 月 24 日に情報発信した web ページ



図 8. 6 月 27 日に情報発信した web ページ

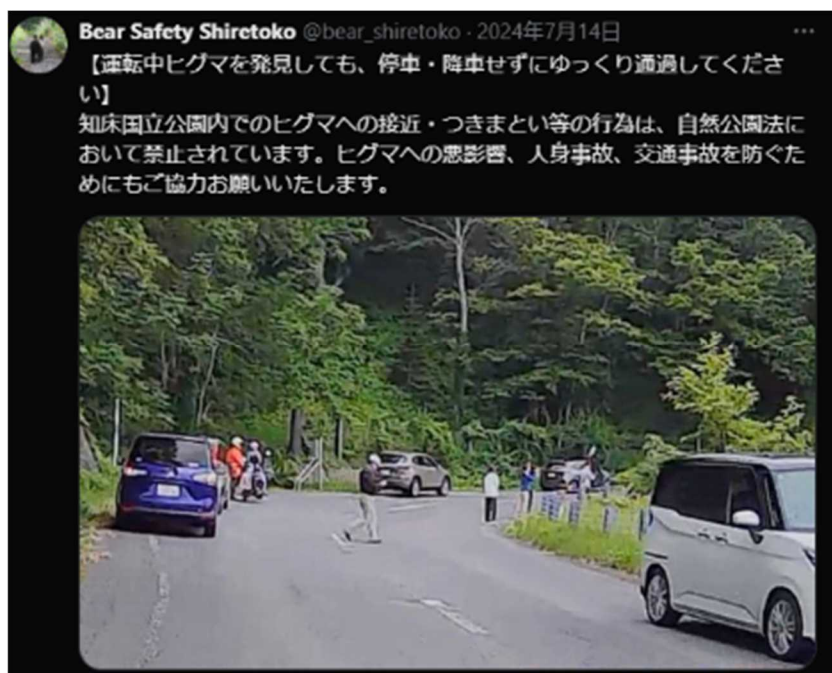


図 9. 7 月 14 日に情報発信した web ページ



図 10. 8 月 18 日に情報発信した web ページ



図 11. 9 月 22 日に情報発信した web ページ



図 12. 9 月 30 日に情報発信した web ページ

表 9. 利用者の安全のために情報周知した事例一覧

	日付	場所	概要
斜 里	6/15	知床自然センター フレペの滝遊歩道	フレペの滝遊歩道上のエゾヤマザクラの液果にヒグマが誘引されるため、サクラの木を迂回するルートが設定された。注意喚起及び迂回路を設定した旨を伝える看板を設置。
	7/10	幌別川河口付近	例年ヒグマが頻繁に出没し、カメラマンや利用者がヒグマに接近するため、河口付近の立入禁止看板を設置。
	7/25	フンベ川 三段の滝 オシンコシンの滝	例年ヒグマと釣り人の軋轢が生じており問題となっていることから、釣り人に対する注意喚起看板を設置。



図 13. フレペの滝遊歩道入口に設置した注意喚起看板（6/15）

幌別川周辺と河口から400m以内 の海岸付近 立ち入らないで！

幌別川河口周辺は
立ち入らないようお願いいたします。

幌別川は、特にヒグマが高密度に生息する国立公園区域及び世界遺産区域と、地域住民が生活するウトロ地区との境界となっています。

幌別川周辺はサケマスが遡上する時期になると、特にヒグマの目撃が頻発し、これまで人とヒグマとの間で軋轢が何度も発生し、いつ人身事故が起きてもおかしくない状況が度々発生していました。

この幌別川は斜里町の他の河川と比べても特にヒグマと人との人身事故が発生する可能性の高い河川です。

そのため、幌別川周辺には立ち入らないでください。
なお、この要請は次年度以降も継続となります。

右図の赤色エリアに立ち入らないでください。



や
り
道
は
こ
ち
ら

旭川市・林野庁・北海道・斜里町・知床財団

図 14. 幌別川河口周辺に設置した注意喚起看板 (7/10)

ヒグマが頻繁に出没します！ 食料・ゴミ管理の徹底を！

○知床では釣り人のマナー違反によって、以下の事例が発生しています。

- ・ヒグマが釣り人の魚を奪う
- ・ヒグマが釣り人の荷物を漁る
- ・ヒグマが魚の内臓（残滓）に餌付いて徘徊する



○守るべき最低限のルールとマナー

- ・周辺にヒグマがいないかよく確認する
- ・ゴミや魚の内臓などの残置や不法投棄を絶対にしない
- ・クマが出たら魚と荷物を持って避難する



○投棄された魚の内臓にヒグマが餌付くなど、
危険な状況が発生した場合には、
行政判断で立ち入り制限を検討します。

※ ヒグマに関する情報はすぐにご連絡下さい（知床財団0152-24-2775）

斜里町・知床財団

図 15. フンベ川、三段の滝、オシンコシンの滝に設置した注意喚起看板 (7/25)

(2) ヒグマ生息地看板および野生動物保護に関する啓発看板

斜里町および羅臼町の保護地域内計 20 地点において、ヒグマ出没に関する注意事項を示したヒグマ生息地看板と野生動物保護に関する啓発看板の設置および撤去を行った。

① ヒグマ生息地看板の設置と撤去

利用者に向けてヒグマの生息地であることを啓発する看板の設置を行った。設置場所は国立公園内の道路沿いやカムイワッカといった利用拠点周辺で、斜里町側に 14 基、羅臼町側に 3 基をそれぞれ設置した (図 16、17)。看板の内容は設置場所によって一部異なり、A 型から E 型の日本語版 5 種類に C 型と D 型のみ外国語版を併設し全部で 7 種類設置した (図 18 から図 22)。看板は雪解け後もしくは設置する道路の通行止めの解除に合わせて設置し、積雪前に撤去した。設置場所や設置期間の詳細は表 10 に示した。また、ヒグマ生息地看板の設置状況を写真 11 から写真 25 に示した。



図 16. 斜里町内におけるヒグマ生息地看板設置位置図 (C 型と D 型は同一箇所に 2 基設置)

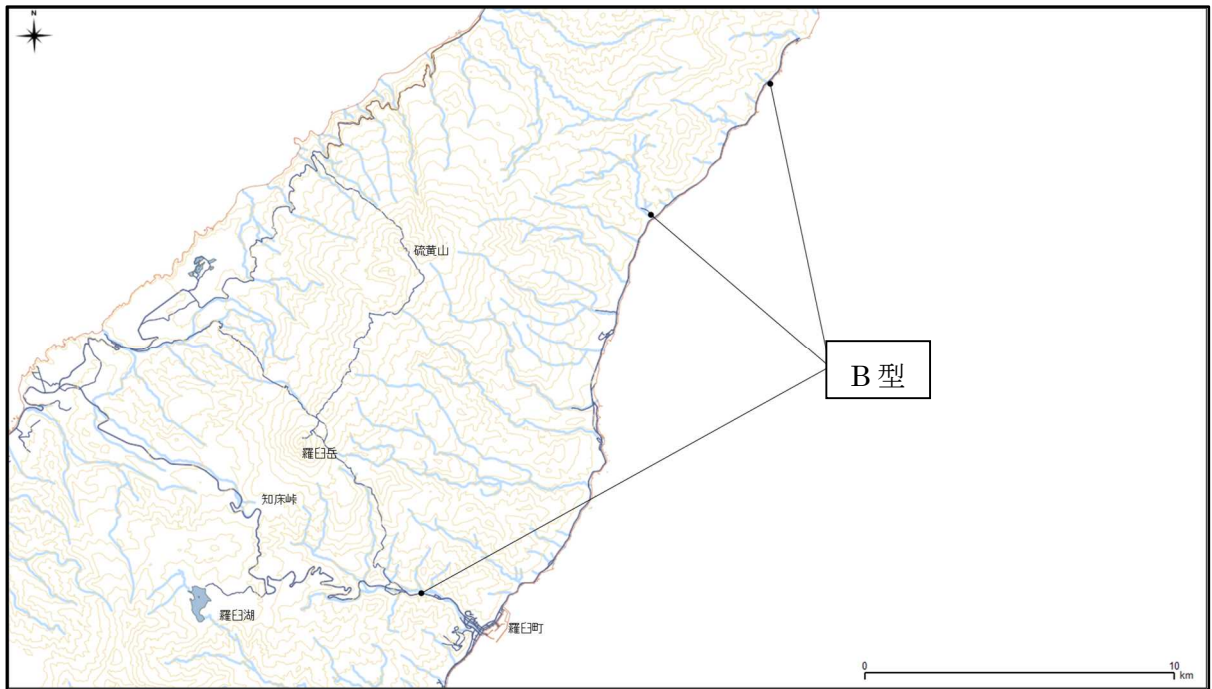


図 17. 羅臼町内におけるヒグマ生息地看板設置位置図

表 10. ヒグマ生息地看板等の設置場所及び設置期間

No.	型	設置場所	設置期間
1	A	知床公園線（カーブミラーNo. 29 から 30）	6/3 から 10/8
2	A	知床公園線（カーブミラーNo. 49）	6/3 から 10/8
3	A	知床公園線（岩尾別台地直線道路）	6/4 から 11/19
4	A	知床公園線（岩尾別台地ヘアピンカーブ）	6/4 から 11/19
5	A	知床公園線（町道分岐付近）	6/4 から 11/19
6	E	町道岩尾別温泉道路（ゲート付近）	7/4 から 11/19
7	A	町道岩尾別温泉道路（ゲート奥）	7/4 から 10/29
8	A	国道 334 号（幌別橋付近）	5/13 から 11/19
9	A	国道 334 号（プユニ岬付近）	5/13 から 11/19
10	A	国道 334 号（知床自然センター入口付近）	5/13 から 11/19
11	B	湯ノ沢パーキングエリア脇	5/11 から 11/16
12	B	ルサ川河口左岸道道沿い	5/11 から 11/16
13	B	瀬石温泉パーキング	5/11 から 11/16
14	C（日本語）	知床自然センター駐車場	4/1 から 3/31
15	C（外国語）	知床自然センター駐車場	4/1 から 3/31
16	D（日本語）	カムイワッカ湯の沢入口	6/3 から 10/8
17	D（外国語）	カムイワッカ湯の沢入口	6/3 から 10/8



図 18. ヒグマ生息地看板 A 型（斜里町版）



図 19. ヒグマ生息地看板 B 型（羅臼町版）

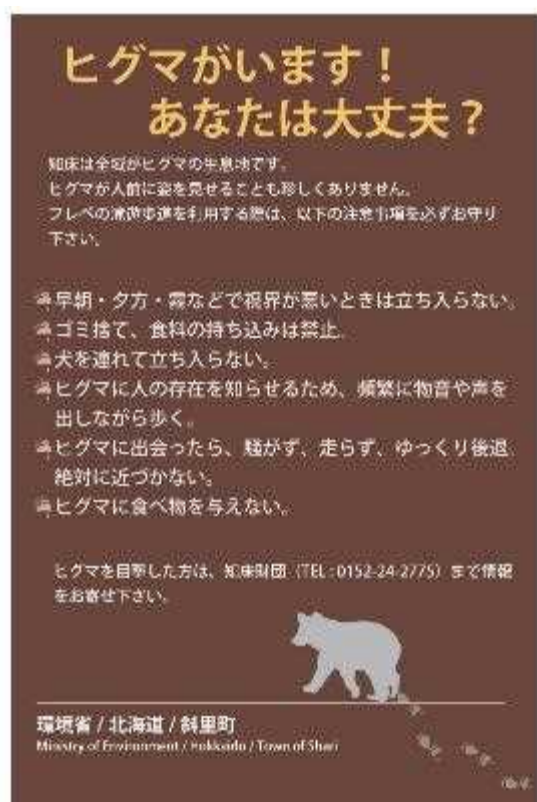


図 20. ヒグマ生息地看板 C 型（上側 日本語、下側 外国語、フレベの滝遊歩道版）



図 21. ヒグマ生息地看板 D 型（上側 日本語、下側 外国語、カムイワッカ湯の滝版）



図 22. ヒグマ接近禁止看板 E 型（空欄は現場写真挿入用）



写真 11. 知床公園線（カーブミラーNo. 29 から 30 付近）に設置したヒグマ生息地看板（表 10 の No. 1、A 型、上：設置前、中：設置後、下：撤去後）



写真 12. 知床公園線（カーブミラーNo. 49 付近）に設置したヒグマ生息地看板（表 10 の No. 2, A 型、上：設置前、中：設置後、下：撤去後）



写真 13. 知床公園線（岩尾別台地直線道路）に設置したヒグマ生息地看板（表 10 の No. 3、A 型、上：設置前、中：設置後、下：撤去後）



写真 14. 知床公園線（岩尾別台地ヘアピンカーブ）に設置したヒグマ生息地看板（表 10 の No. 4、A 型、
上：設置前、中：設置後、下：撤去後）



写真 15. 知床公園線（町道分岐付近）に設置したヒグマ生息地看板（表 10 の No. 5、A 型、上：設置前、中：設置後、下：撤去後）



写真 16. 町道岩尾別温泉道路（ゲート付近）に設置した自然公園法ヒグマ看板（表 10 の No. 6、E 型、上：設置前、中：設置後、下：撤去後）



写真 17. 町道岩尾別温泉道路（ゲート奥）に設置したヒグマ生息地看板（表 10 の No. 7、A 型、上：設置前、中：設置後、下：撤去後）



写真 18. 国道 334 号幌別橋付近に設置したヒグマ生息地看板（表 10 の No. 8、A 型、上：設置前、中：設置後、下：撤去後）



写真 19. 国道 334 号（プユニ岬付近）に設置したヒグマ生息地看板（表 10 の No. 9、A 型、上：設置前、中：設置後、下：撤去後）



写真 20. 国道 334 号（知床自然センター入口付近）に設置したヒグマ生息地看板（表 10 の No. 10、A 型、
上：設置前、中：設置後、下：撤去後）



写真 21. 湯ノ沢パーキングエリア脇に設置したヒグマ生息地看板（表 10 の No. 11、B 型、上：設置前、中：設置後、下：撤去後）



写真 22. ルサ川河口左岸道道沿いに設置したヒグマ生息地看板（表 10 の No. 12、B 型、上：設置前、中：設置後、下：撤去後）



写真 23. 瀬石温泉パーキングに設置したヒグマ生息地看板（表 10 の No. 13、B 型、上：設置前、中：設置後、下：撤去後）



写真 24. 知床自然センターに設置しているヒグマ生息地看板（表 10 の No. 14 から 15、C 型）（通年設置）



写真 25. カムイワッカ湯の滝入口に設置したヒグマ生息地看板（表 10 の No. 16 から 17、D 型、上：設置前、中：設置後、下：撤去後）

② 野生動物保護に関する啓発看板の設置・撤去

知床の河川に生息するオショロコマは、シマフクロウなどの希少猛禽類やほかの野生動物の食料資源となっている。そのため、オショロコマの人為的な減少を防ぐ目的として、キャッチ・アンド・リリースへの協力を呼びかける啓発看板を設置した（図 23）。設置場所は、羅臼町内の保護地域でオショロコマが生息している 6 河川とし、各河川に 1 枚ずつ設置した（ただし※）。なお、設置した看板は積雪期前に全て撤去した。各看板の設置場所や設置期間を表 11 に、設置状況を写真 26 から写真 30 に示した。



図 23. キャッチ・アンド・リリース看板の内容

表 11. 情報周知看板の設置場所および設置期間

No.	設置場所	設置期間
1	ルサ川河川敷	5/11 から 11/16
2	ケンネベツ川河川敷	5/11 から 11/16
3	チエンベツ川河川敷	5/11 から 11/16
4	モセカルベツベツ川河川敷	5/11 から 11/16
5	オッカバケ川河川敷	設置無し ※
6	サシルイ川河川敷	5/11 から 11/16

※ (2023/4/26 の強風にて破損したため本業務で設置なし)



写真 26. ルサ川河川敷に設置したキャッチ・アンド・リリースの啓発看板（表 11 の No. 1、上：設置前、中：設置後、下：撤去後）



写真 27. ケンネベツ川河川敷に設置したキャッチ・アンド・リリースの啓発看板（表 11 の No. 2、上：設置前、中：設置後、下：撤去後）



写真 28. チエンベツ川河川敷に設置したキャッチ・アンド・リリースの啓発看板（表 11 の No. 3、上：設置前、中：設置後、下：撤去後）



写真 29. モセカルベツ川河川敷に設置したキャッチ・アンド・リリースの啓発看板（表 11 の No. 4、上：設置前、中：設置後、下：撤去後）



写真 30. サシルイ川河川敷に設置したキャッチ・アンド・リリースの啓発看板（表 11 の No. 6、上：設置前、中：設置後、下：撤去後）

3.2. 死亡・傷病鳥獣の処理対応

保護地域内で死亡もしくは傷病状態にある鳥獣（斜里町・羅臼町内で死亡もしくは傷病状態にある希少種含む）について、環境省担当官の指示を受け、指定された現地において傷病個体を確保し、状況に応じて収容等の作業を実施した。なお、周辺地域において既に高病原性鳥インフルエンザが発生している又はその発生が強く疑われる場合は、速やかに環境省に連絡し、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」のⅢ.3.3に則り、保護個体を搬送した。

3.2.1. 保護個体が生体の場合

傷病鳥獣の対応件数は22件（斜里町：2件、羅臼町20件）であった（表12）。対応した個体は必要に応じて安楽死処分や収容し応急処置を実施したのち、可能である場合は放逐等の対応を行った。

羅臼町で対応のあった鳥獣20件のうち、一般種の対応は16件、希少種に指定され保護増殖事業の対象であるオオワシに対する対応は4件発生した。

オオワシに関する対応のうち1件は、「海にオオワシが溺れている」と通報があり直ちに現場を確認したところ、オオワシはすでに陸地に移動しており、保護の必要は無かった（写真31）。次の1件は、「道路脇に弱っているオオワシがいる」と、通報があり直ちに現場へ向かった。現場付近にて衰弱しているオオワシを発見したため、保護収容した。保護されたオオワシは、釧路湿原野生生物保護センターへ移送された。次の1件は、「オオワシが複数のカラスにつつかれている」と通報があり直ちに現場へ向かった。現場付近ではカラスが上空を舞っていたが、オオワシはすでに木の上に避難しており保護の必要は無かった。次の1件は、「羅臼漁港に片翼が動かないワシがいる」と通報があり現場へ急行した。羅臼漁港を搜索したが、該当のワシは発見できなかったため、追加の情報待ちとした。

これらの希少種対応にあたっては、随時環境省羅臼自然保護官事務所ならびに羅臼町役場とも情報共有を実施した。

斜里町のテッパンベツ川周辺で保護収容したオジロワシについては、保護時の症状から鳥インフルエンザへの感染が強く疑われたため、環境省担当官との協議の結果、釧路湿原野生生物保護センターへ搬送されることとなり、保護後に環境省担当官へ引き渡した（写真32）。オジロワシは搬送先で鳥インフルエンザ（H5N1 亜型 高病原性）に感染していたことが判明した（野鳥では国内3例目）。

表 12. 2024 年 4 月から 2025 年 3 月の保護地域における一般種、および希少種の傷病対応状況

動物種				保護地域	保護要因	その後の処置	件数		
斜里	哺乳類	一般種	キタキツネ	内	衰弱	保護できず	1		
	鳥類	希少種	オジロワシ	内	衰弱	環境省へ引渡し	1		
	小計						2		
羅臼	哺乳類	一般種	エゾシカ	内	羅網	安楽死処分	2		
			エゾシカ	内	交通事故	安楽死処分	3		
			エゾシカ	内	衰弱	安楽死処分	1		
			エゾシカ	内	良好	放獣	1		
			エゾシカ	内	良好	経過観察	2		
			エゾタヌキ	内	負傷	放獣	1		
	鳥類	一般種	オオセグロカモメ	内	負傷	安楽死処分	3		
			オオセグロカモメ	内	良好	放鳥	1		
			ハシボソガラス	内	衰弱	安楽死⇒鳥インフルエンザ検査陽性	1		
			ツミ	内	負傷	保護収容後放鳥	1		
		希少種	オオワシ	外	良好	経過観察	3		
			オオワシ	外	負傷	他施設に搬送	1		
			小計						20
			合計						22

※集計は 2025 年 3 月 11 日現在

(単位：件)



写真 31. 通報を受け現地で確認したオオワシの様子（羅臼町：1 月 23 日）



写真 32. 衰弱したオジロワシの保護時の様子（斜里町：10 月 16 日）

3.2.2. 保護個体が死体（生体が死亡した場合を含む）の場合

野生鳥獣死体の回収件数は31件（斜里町:11件、羅臼町:20件）であった（表13）。回収した死亡鳥獣のうち最も多かった動物種はエゾシカで、両町合わせて12頭であった。また、希少種の件数は1件であった。

特記事項として、羅臼町でオオワシの死体を回収した事例が2件あった。1件目は、「波切不動尊の小川に大きい鳥の死体がある」との情報が住民から寄せられ、現場確認を行ったところ、オオワシの死体を発見した。回収した死体には目立った外傷がなく、死因については不明であった（写真33）。次の1件は、「羅臼港にオオワシの死体が浮いている」との通報を受け、現場を確認したところ、オオワシの幼鳥を発見したため回収した。死体には目立った外傷がなく、死因については不明であった（写真34）。なお、2件のオオワシの死体は羅臼自然保護官事務所に引き渡し、釧路湿原野生生物保護センターへ移送された。これらの希少種対応にあたっては、随時羅臼町役場ならびに羅臼町郷土資料館とも情報共有を実施した。

表13. 2024年4月から2025年3月までの保護地域における一般種、および希少種の死体回収状況

			動物種	保護地域	個体数
斜 里	哺乳類	一般種	エゾシカ	内	2
			コウモリ sp.	内	2
			エゾクロテン	内	1
	鳥類	一般種	ヒガラ	内	2
			キジバト	内	2
			ハシボソガラス	内	1
			コガモ	内	1
	小計				11
羅 臼	哺乳類	一般種	エゾシカ	内	10
	鳥類	一般種	オオセグロカモメ	内	1
			ハシブトガラス	内	4
			カラス sp.	内	1
		希少種	オオワシ	外	2
	小計				20
合計				31	

※集計は2025年3月11日現在

（単位：頭もしくは羽）



写真 33. 波切不動尊敷地内で発見されたオオワシの死体（羅臼町：4月8日）



写真 34. 羅臼漁港で発見されたオオワシの幼鳥の死体（羅臼町：3月7日）

3.2.3. 鳥インフルエンザの感染が疑われる場合

保護地域内で死亡もしくは傷病状態にある鳥獣（斜里町・羅臼町内で死亡もしくは傷病状態にある希少種含む）について、環境省担当官の指示を受けて、指定された現地において傷病個体を確保し状況に応じて収容等の作業を実施した。なお、周辺地域において既に高病原性鳥インフルエンザが発生している場合又はその発生が強く疑われる場合は、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」のⅢ.3.3 に則り、環境省担当官と相談の上、保護個体を搬送した。

今年度は、本業務の対象地域内において高病原性鳥インフルエンザへの感染個体が 2 件確認された。高病原性鳥インフルエンザへの感染が確認された鳥類は、10 月 16 日に斜里町において保護されたオジロワシ 1 羽、2 月 24 日に羅臼町において回収されたハシボソガラス 1 羽の計 2 羽であった。

令和 6 年度 環境省釧路自然環境事務所 請負業務

事業名：令和 6 年度知床野生動物保護管理対策業務

事業期間：令和 6（2024）年 4 月 1 日 から令和 7（2025）年 3 月 31 日

事業実施者：公益財団法人 知床財団

〒099-4356 北海道斜里郡斜里町大字遠音別村字岩宇別 531

知床自然センター内



リサイクル適性の表示：印刷用の紙へリサイクル可

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作成しています。